

災害時電源EV・PHV導入促進事業実施要綱

(目的)

第1条 災害時電源EV・PHV導入促進事業（以下「本事業」という。）は、EVやPHVが蓄電機能を有していることや社用車としての利用に適していることに鑑み、中小企業者等が事業の用に供するためのEV又はPHVの導入に対し、災害発生時の避難所における給電活動等への協力を要件に補助金を交付することにより、県内の交通分野の二酸化炭素の排出削減と、災害等へのレジリエンス強化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) EV 電気自動車のことで、搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) PHV プラグインハイブリッド自動車のことで、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (3) 給電機能を有した車両 EV又はPHVのうち、外部給電器若しくはV2H充放電設備を経由して又は車載コンセント（AC100V、1500W）から電力を取り出せる機能を有する車両のことをいう。
- (4) 国庫補助金 一般社団法人次世代自動車振興センターが行う「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」をいう。
- (5) リース契約等 EV又はPHVの貸主が、当該自動車の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該自動車を使用収益する権利を与え、借主は、当該自動車の使用料を貸主に支払う契約又はこれと同等の契約として知事が認めたものをいう。
- (6) 割賦販売 EV又はPHVの所有者である売主が、当該自動車の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該自動車の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該自動車の所有権が売主に留保されることを条件に、当該自動車を販売することをいう。
- (7) 中小企業者等 次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じ、別表第1に規定する会社及び個人
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体
 - ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人
 - エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人
 - オ 国立大学法人、公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
 - カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの
 - キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
 - ク 青色申告を行っている個人事業主
 - ケ その他知事が適当であると認める者

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、別表第2のいずれかの要件に適合する者であって、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものでなければならない。

(1) 県税の滞納がないこと。

(2) 公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

(補助対象自動車の要件)

第4条 補助対象自動車は、別表第3に定める要件の全てに適合するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表第4によるものとし、予算の範囲内で交付する。

(県の実施する給電活動等への協力)

第6条 補助対象者は、次の各号に定める事項に可能な範囲で協力すること。

(1) 栃木県災害時協力車登録制度実施要綱（令和3（2021）年3月30日付け第161号環境森林部次長兼環境森林政策課長通知。以下「登録制度実施要綱」という。）第9条に規定する給電活動等

(2) 県が実施するEV又はPHVに係る普及啓発活動等

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6（2024）年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9（2027）年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

1 この要綱は、令和7（2025）年4月1日から施行する。

別表第1 中小企業の要件（第2条関係）

業種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員
① 製造業、建設業、運輸業、 その他（ゴム製品製造業除く）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業（以下を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

別表第2 補助金の交付対象者（第3条関係）

説明	内容
補助金の交付対象者の要件	県内に事務所又は事業所を有する中小企業者等

別表第3 補助対象自動車の要件（第4条関係）

説明	内容
補助対象自動車及び補助金交付要件	(1) 国庫補助金の交付対象となるEV又はPHVであること。 (2) 令和6(2024)年4月1日以降に発注又は契約され、かつ、令和7(2025)年3月1日から令和8(2026)年2月28日に初度登録された自動車（新古車、中古車は除く）であること。 (3) 補助対象自動車に係る自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が栃木県内にあること。 (4) リース契約等である場合、契約期間が4年以上であること。 (5) 自動車販売業者が販売促進活動（展示、試乗等）に使用する車両ではないこと。 (6) 給電機能を有した車両であること。 (7) 登録制度実施要綱第5条第1項の登録車両であること。 (8) 県の負担又は補助を得て市町が行う事業による補助金の交付を受けないこと。

別表第 4 補助対象経費及び補助金の額（第 5 条関係）

説 明	補 助 対 象 経 費	補 助 金 の 額
補 助 額	E V 又 は P H V の 導 入 に 係 る 経 費	1 台 あ た り 2 0 万 円